

沖縄ハンセン病罹患者の鹿児島収容

——戦前期沖縄のハンセン病問題と星塚敬愛園——

山口県立大学 中村文哉

1 目的と方法

本報告は、開園直後の星塚敬愛園により行われた奄美および沖縄のハンセン病患者収容のうち、沖縄からの病者収容方を取り上げ、その経緯と移送過程を通して、当時の沖縄のハンセン病患者たちの窮状を照射し、この収容方がもつ歴史的な意味について考察することを目的とする。本報告では、星塚敬愛園刊行の『星座』第一輯に掲載されている鹿児島収容に関わった関係者の手記を中心に、関連資料を照合し、本収容の契機と過程を把握するという方法論により、この収容がもつ歴史的な意味を引き出したい(以下の引用文は同誌からのものである)。

2 展開

1935年10月30日に、那覇を発ち、31日に名護を経由して行われた星塚敬愛園による沖縄のハンセン病患者の同園への収容(鹿児島収容)により、129名が七島灘を渡り、同園へ収容された。この背景にあるのは次の事情である。1907年3月19日に公布された「癩豫防ニ関スル法律」下、沖縄県は「九州療養所」(現菊池恵楓園)をセンターとする府県連合第五区に組み込まれたが、高額の分担金を支払うものの、沖縄からの入所数が少なく、沖縄県は1929年に、第五区から脱退した。爾来、1907年法を改正した「癩豫防法」が1931年4月1日に交付されるまで、当時の沖縄本島区には療養所の構築は実現されなかったため、病者は、法上、収容すべき療養所が保証されない状態が続いていた。しかし、同法改正により、区域指定入所の規定が廃止され、国立療養所への直接入所が、法上、可能になったが、浮浪を余儀なくされた病者の存在が、県議会で社会問題視される現実が当時の沖縄県の実情であった。1935年6月末に屋部焼討事件を目撃し、沖縄の窮状を知る星塚敬愛園の初代園長・林文雄は、同園園長内定後に光田健輔と、奄美大島の病者収容方と同時に沖縄の病者を収容する計画を「密約」したが、同園開園前の1935年9月13日に開催された日本MTL主催の「沖縄救癩座談会」で、光田はこの計画を公言してしまった。

この収容は、輸送船手配は難航したものの、受け手の敬愛園のみならず、送り手の沖縄MTL・沖縄県警・沖縄県の協働により成立した。ここで留意すべきは1935年5月の沖縄MTL発足である。同組織が未結成ならば、鹿児島収容は実現不可能であったろう。日本MTLの後援下、沖縄MTLを軸とする官民一体の体制が、「県外に出ること言う事を極度に恐れる」(青木)沖縄病者の移出を可能ならしめた。だが、この収容は、官民一体の所謂「無癩県運動」の一環としての強制隔離でないことは、移出者たちの手記よりも、むしろこの収容に関与した塩沼英之助と前田テイの二人の敬愛園医官の行動・言動から窺える。咽頭狭窄に苦しむ妻に、栄養不良の赤子を抱く夫という「夫婦者の病者」に下船を促す塩沼に対し、収容方を「せがむ」夫婦を名護から十里の山中に帰すことの非現実性を問う前田のやり取りは、今回の鹿児島収容の恤救性を象徴していよう。

3 結論

青木によると、「此度救はれて行つた人々」は、「幼少より不幸な人」が多く、「教育程度が低」く、半数以上は「普通語」の分らない人たちであった。そのため、青木は敬愛園での社会適応に一抹の不安を指摘する。ここから、この鹿児島収容は、直接入所を認めた1931年の「癩豫防法」を反映させてはいるが、実質的には1907年の「癩豫防ニ関スル法律」が対象とした「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」の収容に相当する。國頭愛楽園の前身「沖縄MTL相談所」が1937年5月11日に開設されるまで、敬愛園は、沖縄のハンセン病患者たちの、〈呼び寄せ〉的な県外移出先として、「療養ノ途」の新しい選択肢の一つになったということができよう。